

大分県報

令和三年
第一八一号
二月十二日

（金曜日）

目次

告示

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し……………一
解除予定保安林……………一

告示

大分県告示第百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十条第一項の規定により、次の事業者について指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

令和三年二月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 処分をした年月日
令和三年二月十日
- 二 処分を受けた事業者の名称等

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
特定非営利活動法人 ゆけむり 理事 長 小田 恵三	別府市大字野田 八一三番地七	特定非営利活動法人 ゆけむり	別府市大字野田 八一三番地七	就労継続支援B型

三 処分の内容

平成十九年九月二十六日付け指令障福第二〇二二一四一九号で通知した就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定の取消処分を行う

令和三年二月十二日

大分県報（告示）

た。

四 指定取消年月日

令和三年三月三十一日

五 処分の理由

指定就労継続支援B型に要した費用について、訓練等給付費の請求に関する不正及び虚偽の報告があったため。

大分県告示第百七号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和三年二月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所

豊後高田市香々地字塩屋三五九五番一（次の図に示す部分に限る。）、三五九五番二、

三五九五番三

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに豊後高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）